

山形県立米沢女子短期大学学位規程

平成21年4月1日規程第52号

改正 平成26年4月1日規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び山形県立米沢女子短期大学学則（平成21年学則第1号。以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学科	付記する専攻分野の名称
国語国文学科	国語国文学
英語英文学科	英語英文学
日本史学科	日本史学
社会情報学科	社会情報学

(学位授与の要件)

第3条 学長は、学則第18条の規定に基づき本学の卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与する。

(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「山形県立米沢女子短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第5条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において山形県立米沢女子短期大学に在学する者及び転入学者（平成26年度以降において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者）については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。